

保育所等の臨時休園等に伴うベビーシッターの活用

(新型コロナウイルス感染症による臨時休園等の際に、保育が必要な場合のベビーシッター活用を支援)

新型コロナウイルス感染症の発症により、保育所等が臨時休園等した際に、保育が必要な場合の対応として、ベビーシッターを活用する。

事業概要

- ベビーシッター利用支援事業等の対象に、臨時休園等した保育所等を利用している児童を追加
・ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型、区市町村バウチャー型）、区市町村認可居宅訪問型保育事業の枠組みを活用

【対象児童】 新型コロナウイルス感染症の発生により臨時休園等した保育所等を利用している児童

【利用時間】 月曜日から土曜日までの午前7時から午後10時（休日・祝日を除く）

【利用上限】 (保育短時間認定の場合) 1日8時間 かつ 月上限160時間
(保育標準時間認定の場合) 1日11時間 かつ 月上限220時間

【実施期間】 令和4年4月1日から当面の間

補助内容

- 【補助基準額】 ①ベビーシッター利用支援事業：児童1人当たり 2,250円/時間（自己負担額150円/時間）
※早朝（7時から9時）及び夜間（17時から22時）は400円を加算
②区市町村認可居宅訪問型保育事業：給付費相当額（日割相当額）

【負担割合】 都 10/10

既定経費で対応

※本事業による助成金は、所得税法上の非課税所得に該当